

議案第 26 号

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約の廃止について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の14第2項の規定に基づき、大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約を別紙のとおり廃止することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年3月16日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、愛知県の指導に基づき丹羽広域事務組合で処理する事務についてより適切な規定とすることに伴い、この規約を廃止するため必要があるからである。

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約を廃止する規約

大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道使用料の徴収事務の委託に関する規約（平成19年大口町告示第41号）は、廃止する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。